官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八三五）　一
〔その他告示〕
○消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁七）　二
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（同八）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一二四五～一二五七）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局一八四）　五
○道路に関する件（北海道開発局七二～七四）　五
〔人事異動〕
内閣　法務省　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
官庁事項　五
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　五
国家試験
令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場（工業所有権審議会）　六
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土地理院）　六
〔公　告〕
諸事項　三
官庁
第三者所有物の没収、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他
会社決算公告　三

法規的告示

○国土交通省告示第八百三十五号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　平成二十四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時において警戒区域（市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定した警戒区域をいう。以下同じ。）若しくは計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。 料金を徴収しない車両を定める告示 道路整備特別措置法施行令第十一条の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　平成二十四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時において警戒区域（市町村長が平成二十三年四月二十二日付けで原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定した警戒区域をいう。以下同じ。）若しくは計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。

以下同じ。）に住所を有していた者又は特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。以下同じ。）に住所を有していた者（これらの者のうち、別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流入し、又は流出する車両を使用する者にあっては、東日本大震災の発生時において福島県双葉郡双葉町の区域内に住所を有していた者に限る。）が生活の再建に向けた一時帰宅等のため使用する車両（次号イからトまでに掲げるもの（同号へに掲げる車両にあっては、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有し、乗車定員が四人以上十人以下のものであって、乗車装置と物品積載装置との間が隔壁で完全には区分されていないもの又は乗車装置と物品積載装置との間が隔壁で完全に区分され、最大積載量が五百キログラム以下のものに限る。）に限り、東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者が使用する車両にあっては、ふるさと帰還通行カード（東日本大震災の発生時において警戒区域若しくは計画的避難区域等に住所を有していた者又は特定避難勧奨地点に住所を有していた者がその住所の存する市町村に申請し、当該市町村が受け付けた当該申請に係る書類に基づき、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより交付したものをいう。以下同じ。）又は同社が東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者に交付した書面に、生活の再建に向けた一時帰宅等のための移動の経路（当該者が申請し、当該市町村が受け付けた当該申請に係る書類に記載されたものに限る。）を特定するために記載された別表第一に掲げるインターチェンジから流入し又は流出し、かつ、当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（別表第一に掲げるインターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下この号において「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（別表第一に掲げるインターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下この号において「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された本線車道上の料金の徴収施設（通行可能区間内に存するものに限る。）を通過するものに限る。）で次のいずれかに掲げるもの（ふるさと帰還通行カード（東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者が、当該書面に記載された経路を通行する場合は、ふるさと帰還通行カード及び当該書面）を提示する場合に限る。）

イ・ロ　（略）

九・十　（略）

別表第一～第四　（略）

附　則

この告示は、令和七年九月一日から施行する。

その他告示

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した公益財団法人日本防炎協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年八月二十六日　　消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

清水　洋文

二　変更の日

令和七年七月一日

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人日本内燃力発電設備協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年八月二十六日　　消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

吉村宇一郎

二　変更の日

令和七年七月一日

○農林水産省告示第千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字牟田良八二八の一八、八二八の二九、八三〇、八三一、字山田七四〇の一、七四〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字牟田良八二八の一八・八二八の二九・八三〇・八三一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字山田甲二九一一の七、甲二九一一の四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田甲二九一一の四八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県御殿場市東田中字長尾三八七一の一（次の図に示す部分に限る。）、三二五八から三二六一まで、三二六七、三八八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長尾三二五九・三二六〇・三二六七・三八七一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び御殿場市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県沼津市石川字コガ子九六四の一（次の図に示す部分に限る。）、九六二の一一、九七六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コガ子九六二の一一・九六四の一・九七六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字桂一四〇の一、字上山八三九から八四一まで、八四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　富山県富山市山田数納字越登五の二・五の三・九の四から九の六まで・九の九から九の一二まで・九の一四・九の一八から九の二〇まで・一〇の一九・一二の一・一二の七（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の二、二の四、二の五、五の一、六、七の一、七の四、八の一、九の一三、九の一五、九の一六、一〇の一、一〇の二、一〇の六、一〇の八から一〇の一〇まで、一〇の一二、一〇の一四、一〇の一五、一〇の一八、一〇の二七、一〇の二八、字北尾五三〇から五三六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市東宇山甲六五二の二、甲七八〇の一、甲七八五、甲七八九の一、甲九二〇、乙二五二、乙三九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東宇山甲六五二の二・甲七八〇の一・甲七八五・甲七八九の一・甲九二〇・乙三九〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　愛媛県新居浜市別子山字瓜生野乙二一九の九・乙二五〇の一・乙二五一・乙二五二の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字瓜生野乙二一九の九・乙二五〇の一・乙二五一・乙二五二の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市弥山字割石七九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字畑二三六五の一・二四七六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市天道字天神森二七二、字大谷二八六、二八八、二九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町金居原字落谷一六五七の九六、一六五七の一〇〇、一六五七の一〇二、一六五七の一〇六、一六五七の一〇八、一六五七の一〇九、一六五七の一一、一六五七の一二、一六五七の一一四、一六五七の一一五、一六五七の一一七、一六五七の一二九、一六五七の一三〇、一六五七の一四九、一六五七の一五〇、字須亦一六八一の八九、一六八一の一三八、一六八一の一四五、一六八一の一四六、字日ノ裏一七一八の六五、一七一八の六八、一七一八の七三、一七一八の七四、一七一八の七七、一七一八の一三五、一七一八の一四〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字野村寺小字善寿寺二〇七の一、二〇七の二、二〇八から二一三まで、一〇〇〇四、一〇〇〇五の一、一〇〇〇六から一〇〇二一まで、一〇〇二一の一から一〇〇二一の四まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字善寿寺二〇七の一・二〇七の二・二〇八・二一〇・二一一・二一三・一〇〇〇四・一〇〇二一・一〇〇二一の一から一〇〇二一の四まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・五号上阿原町寿町線

三　事業施行期間　自令和七年八月二十六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市若松町、太田町及び相生三丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四十号　北海道中川郡音威子府村字音威子府から中川郡中川町字誉まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンク株式会社　北海道ネットワーク技術部部長　吉田　安範

住所　東京都港区海岸一丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年七月二日から当該協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四十号　北海道中川郡音威子府村字音威子府から中川郡中川町字誉まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社ＮＴＴドコモ東北支社　ネットワーク部長　松浦　聖

住所　北海道札幌市中央区北一条西十四丁目六

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年七月二日から当該協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四十号　北海道中川郡音威子府村字音威子府から中川郡中川町字誉まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部　アクセス技術本部　インフラシステム設計部長　高橋　英司

住所　東京都新宿区西新宿二丁目三番二号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年七月二日から当該協定の存続する日まで

人事異動

内　閣

（警察庁長官官房付）警視正　内海　裕子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（警察庁警備局付）警視長　大嶌　正洋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（以上八月二十二日）

法　務　省

検事　青木　雄師

令和七年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年三月三十一日までとする

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする

猪股　直子

令和七年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年三月三十一日までとする

同　本田　恭子

令和七年司法試験考査委員の併任を解除する

令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上八月二十二日）

舟橋　民江　岡村　寛子　水鳥　能伸

難民審査参与員に任命する（各通）（八月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ウクライナの独立記念日につき、八月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ウルグアイの独立記念日につき、八月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年８月26日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	26号	和泉市葛の葉町１丁目313番７から同市富秋町２丁目203番１までの上下線
〃	〃	和泉市富秋町２丁目203番１から泉大津市千原町２丁目14番１までの下り線
〃	〃	岸和田市下松町１丁目6010番から同市八阪町２丁目119番１までの上り線
〃	〃	岸和田市八阪町２丁目119番１から同市八阪町２丁目191番１までの上下線
〃	〃	岸和田市作才町1114番から同市土生町３丁目4050番１までの上り線
〃	〃	岸和田市土生町２丁目3117番から同市土生町２丁目3137番までの下り線

国家試験

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和７年８月26日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

＜受験地＞
東京　ＡＰ品川
〔東京都港区港南１－６－31　品川東急ビル８階〕
大阪　ＡＰ大阪淀屋橋
〔大阪府大阪市中央区北浜３－２－25　京阪淀屋橋ビル３階〕
＜注意事項＞
⑴　会場への直接の問い合わせ等は行わないこと。
⑵　会場への車の乗り入れは厳禁であること。
⑶　試験室の室温の感じ方には個人差があり、また、設備によっては試験室内の温度が一定にならない場合もあるため、着衣については、各自留意すること。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十条第二項第二号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第二項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和七年八月二十六日

国土地理院長　河瀬　和重

一、地図及び簿冊の名称

二、基準点網図及び基準点測量成果

三、前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域

| | | |

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５５号

東京都港区六本木５丁目９番20号
清算株式会社　ホットストア株式会社
代表清算人　赤平　久行
1　決定年月日　令和７年８月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２６号

東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地
清算株式会社　株式会社明邦
代表清算人　髙野加寿江
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社明邦（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

1　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

3　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第７号

福井市江守中町第７号19番地３
清算株式会社　株式会社海翔
代表清算人　稲垣　立夫
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

第２　一般条項

1　弁済の内容

清算株式会社は、弁済原資である2,361,810円について、協定別表記載の協定債権者に対し、それぞれ同別表「弁済額」欄記載の各金額を、協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに支払う。

2　権利の変更

協定債権者は、前記１の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　調整条項

前記１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合においては、協定債権者が前期２の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

4　その他の事項

⑴　弁済の場所

協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

ただし、協定債権者が振込口座を指定しない場合には、清算人代理の事務所住所（大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階）において弁済を行う。

⑵　端数の処理

割合弁済の結果生じる１円未満の単数は切り捨てるものとする。

⑶　その他の処理

振込手数料額の変動、特別清算に伴う予納郵券の返還等の理由により、前記１の規定による弁済後、20万円に満たない端数が発生した場合には、これらについて申立代理人の報酬とする。

（別表添付省略）

福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第８号

福井市渕３丁目118番地
清算株式会社　株式会社ディーエス工房
代表清算人　稲垣　立夫
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

第２　一般条項

1　弁済の内容

清算株式会社は、弁済原資である341,161円について、協定別表記載の協定債権者に対し、それぞれ同別表「弁済額」欄記載の各金額を、協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに支払う。

2　権利の変更

協定債権者は、前記１の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　調整条項
前記１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合においては、協定債権者が前期２の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
4　その他の事項
⑴　弁済の場所
協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
ただし、協定債権者が振込口座を指定しない場合には、清算人代理の事務所住所（大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ12階）において弁済を行う。
⑵　端数の処理
割合弁済の結果生じる１円未満の単数は切り捨てるものとする。
⑶　その他の処理
振込手数料額の変動、特別清算に伴う予納郵券の返還等の理由により、前記１の規定による弁済後、20万円に満たない端数が発生した場合には、これらについて申立代理人の報酬とする。
（別表添付省略）

福井地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第９号

福井市渕３丁目118番地
清算株式会社　株式会社ティーアイ企画
代表清算人　稲垣　立夫
1　決定年月日　令和７年８月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
第２　一般条項
1　弁済の内容
清算株式会社は、弁済原資である15,707,053円について、協定別表記載の協定債権者に対し、それぞれ同別表「弁済額」欄記載の各金額を、協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに支払う。
2　権利の変更
協定債権者は、前記１の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　調整条項
前記１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合においては、協定債権者が前期２の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
4　その他の事項
⑴　弁済の場所
協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
ただし、協定債権者が振込口座を指定しない場合には、清算人代理の事務所住所（大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ12階）において弁済を行う。
⑵　端数の処理
割合弁済の結果生じる１円未満の単数は切り捨てるものとする。
⑶　その他の処理
振込手数料額の変動、特別清算に伴う予納郵券の返還等の理由により、前記１の規定による弁済後、20万円に満たない端数が発生した場合には、これらについて申立代理人の報酬とする。
（別表添付省略）

福井地方裁判所民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十九日
掲載頁　四十七頁（号外第一八七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十九日
掲載頁　四十五頁（号外第一八七号）

令和七年八月二十六日

福島県南会津郡只見町大字楢戸字二本柳一四三七の一
（甲）永洸建設株式会社
代表取締役　美馬　典昭

福島県南会津郡只見町大字楢戸字舘ノ川一五八四番地一
（乙）浅草建材株式会社
代表取締役　五十嵐和弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年八月二十六日に予定しており、乙は会社法第七八四第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十五日
掲載頁　三十七頁（号外第八十五号）
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月三十日
掲載頁　十頁

令和七年八月二十六日
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
大手町ビルＦＩＮＯＬＡＢ
（甲）Ｓａｓｕｋｅ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｌａｂ株式会社
代表取締役　松井　清隆
大阪府大阪市中央区難波五丁目一番六〇号
なんばスカイオ
（乙）株式会社エイチームフィナジー
代表取締役　松井　清隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kitamura-group.co.jp/
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　四頁

令和七年八月二十六日
東京都新宿区西新宿六丁目三番一号
（甲）株式会社キタムラ・ホールディングス
代表取締役　福本　和宏
東京都新宿区西新宿六丁目三番一号
（乙）株式会社ＬＤＸ
代表取締役　髙橋洋一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月二十五日
掲載頁　八十九頁（号外第三十六号）

令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　金勝　利之
大阪市西区西本町一丁目四番一号オリックス本町ビル
（乙）株式会社ジェイケイホーム
代表取締役　飯島　啓行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月二十五日
掲載頁　八十六頁（号外第三十六号）

令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　金勝　利之
新潟市西区大学南一丁目七八〇九番地八
（乙）株式会社エリアプランニング
代表取締役　石田　昭夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月二十五日
掲載頁　九十頁（号外第三十六号）

令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　金勝　利之
大阪市西区西本町一丁目四番一号オリックス本町ビル
（乙）東京ビッグハウスコミュニティ株式会社
代表取締役　飯島　啓行

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　九十二頁（号外第一二一号）
（乙）http://www.ihara-sc.co.jp/

令和七年八月二十六日
東京都港区高輪三丁目一一番三号イハラ高輪ビル
（甲）エン・アイ・ム株式会社
代表取締役　中野　琢雄
東京都港区高輪三丁目一一番三号イハラ高輪ビル
（乙）イハラサイエンス株式会社
代表取締役　唐澤　将

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　六十六頁（号外第一八六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十八日
掲載頁　六十六頁（号外第一八六号）

令和七年八月二十六日
東京都渋谷区広尾五丁目八番一四号
（甲）株式会社通報サポートセンター
代表取締役　前田　志保
東京都渋谷区広尾五丁目八番一四号
（乙）株式会社通報サポートセンター・アメリカ
代表取締役　久米いずみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　五頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十六日
東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一四階
（甲）Ｓｏｒａ・Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社
代表取締役　宮戸　識
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階
（乙）有限会社誠真
取締役　宮戸　識

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一七五頁（号外第一七五号）

令和七年八月二十六日
東京都墨田区亀沢四丁目一番一一号
（甲）株式会社マルダイホールディングス
代表取締役　箕浦　一雄
東京都墨田区両国三丁目六番五号ジゼル一一〇一
（乙）株式会社ＦＩＧＨＴ　ＡＧＩＮＧ
代表取締役　箕浦　一雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一〇頁（号外第一八五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一〇頁（号外第一八五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第一八五号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十六日
東京都渋谷区上原一丁目七番一九号
（甲）ウエストマネージメント株式会社
代表取締役　飯島　慎介
東京都渋谷区上原一丁目七番一九号
（乙）ウエストマネージメントインターナショナル株式会社
代表取締役　飯島　慎介
東京都渋谷区上原一丁目七番一九号
（丙）株式会社アセンドモデルズ
代表取締役　飯島　慎介
東京都渋谷区上原一丁目七番一九号
（丁）ライス株式会社
代表取締役　飯島　慎介

合併公告

左記会社は、乙を分割会社、株式会社ケーエッチケー販売（住所横浜市西区花咲町六丁目一四五番地）を承継会社とする吸収分割を停止条件として合併し、甲は乙が本合併の効力発生時点において保有する権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は同日付で、本店を横浜市保土ケ谷区岩井町五一番地に移転する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一六〇号）

令和七年八月二十六日
横浜市西区花咲町六丁目一四五番地
（甲）株式会社パイオラックス
代表取締役社長　山田　聡
横浜市西区花咲町六丁目一四五番地
（乙）株式会社パイオラックスビジネスサービス
代表取締役社長　福田　俊宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　富山市に於いて発行する北日本新聞
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　六頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　五十六頁（号外第一五九号）

令和七年八月二十六日
富山市奥田新町一二番三号
（甲）株式会社五輪
代表取締役　宮本岳司朗
広島市西区楠木町三丁目一三番四号
（乙）株式会社中国五輪
代表取締役　宮本　芳樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　七十九頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四十八頁（号外第一三八号）

令和七年八月二十六日
名古屋市中川区清川町一丁目一番地
（甲）竹内工業株式会社
代表取締役　竹内　祐介
名古屋市緑区鳴海町字石堀山一三番地
（乙）小林技研株式会社
代表取締役　竹内　祐介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.owariseiki.co.jp/jp/announce/owari.html

（乙）http://www.owariseiki.co.jp/jp/announce/moriyama.html

令和七年八月二十六日
愛知県尾張旭市下井町はねうち二三四五番地の一
（甲）尾張精機株式会社
代表取締役　岡野　圭
愛知県尾張旭市下井町はねうち二三四五番地の一
（乙）株式会社守山製作所
代表取締役　伊藤　公一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/396.html

（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/433.html

（丙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/180.html

（丁）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/331.html

（戊）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/378.html

令和七年八月二十六日
大阪市中央区南船場二丁目一二番八号
（甲）エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社
代表取締役　坂本　公昭
千葉県千葉市稲毛区六方町二一〇番地三
（乙）千葉液酸株式会社
代表取締役　西田　猛志
長野県松本市梓川倭四〇〇〇番地一
（丙）しなの液酸株式会社
代表取締役　東山　健一
香川県坂出市大屋冨町字釜屋浦一七七七番地一
（丁）讃岐液酸株式会社
代表取締役　楠元　俊道
北九州市若松区向洋町一〇番地二
（戊）北九州液酸株式会社
代表取締役　亀田　州弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十六日を予定しております。

なお、この合併に伴い、甲はその商号を三愛オブリガス西日本株式会社に変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　六十六頁（号外第一五四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一三二頁（号外第一六一号）

令和七年八月二十六日
福岡県福岡市博多区冷泉町五番三二号
（甲）三愛オブリガス九州株式会社
代表取締役　宮原　潤
岡山県倉敷市中庄二二三〇番地の七
（乙）三愛オブリガス中国株式会社
代表取締役　清水　幸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月十八日
掲載頁　三十一頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十四日
掲載頁　一二九頁（号外第一八四号）
令和七年八月二十六日
長崎市興善町六番七号
（甲）アイティーアイ株式会社
代表取締役　市川誠一郎
熊本市南区平田二丁目一二番二〇号
（乙）デイリィサポート株式会社
代表取締役　瀬尾　莞爾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十四日
掲載頁　一二八頁（号外第一八四号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十四日
掲載頁　一二九頁（号外第一八四号）
令和七年八月二十六日
大分県津久見市大字上青江四四七八番地の八
（甲）株式会社ｃｏｔｔａ
代表取締役　佐藤　成一
東京都目黒区東山一丁目五番四号
（乙）株式会社ＴＵＫＵＲＵ
代表取締役　黒須綾希子
大分県津久見市大字上青江四四七八番地の八
（丙）株式会社ＣＯＷＡ
代表取締役　黒須綾希子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙一乃至乙四の全事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙一乃至乙四はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙一）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　二頁

（乙二）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　二頁

（乙三）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　二頁

（乙四）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　二頁
令和七年八月二十六日
東京都港区港南二丁目一五番三号
（甲）株式会社Ｒ－ファンド８号
代表取締役　舟山　真之
東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一一号
（乙一）ＰＲＳＳ．Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　伊藤　成幸
東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一一号
（乙二）イムノサポート株式会社
代表取締役　伊藤　成幸
東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一一号
（乙三）株式会社成幸社
代表取締役　伊藤　成幸
東京都中央区日本橋小伝馬町一〇番一一号
（乙四）株式会社リアライズ
代表取締役　伊藤　成幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアパマンショップ各店舗（八重洲店、本町駅前店を除く。）に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月二十五日
掲載頁　八十三頁（号外第三十六号）

（乙）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m556/index.html
令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館
（甲）Ａｐａｍａｎ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
代表取締役　吉田創一郎
東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル
（乙）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社
代表取締役　山﨑　戒

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社フルキャストアドバンス（乙、住所東京都品川区西五反田八丁目九番五号）のクラウド事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この分割に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　九十二頁（号外第七十二号）
令和七年八月二十六日
東京都品川区西五反田八丁目九番五号
株式会社トップスポット
代表取締役　和泉　俊也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＫＪＲマネジメント（乙、住所東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング）の私募ファンド事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、承継会社及び分割会社の計算書類に関する事項は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　三頁
令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
株式会社ＫＪＲＭプライベートソリューションズ
代表取締役　山村　聡

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十九日
掲載頁　六十頁（号外第一八七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十九日
掲載頁　五十三頁（号外第一八七号）
令和七年八月二十六日
東京都渋谷区渋谷三丁目一三番一一号
（甲）株式会社オリエンタル警備
代表取締役　藤原　良成
東京都渋谷区渋谷三丁目一三番一一号
（乙）渋谷プロパティ株式会社
代表取締役　藤原　良成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は同日付で、本店を横浜市保土ケ谷区岩井町五一番地に移転する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一六〇号）
令和七年八月二十六日
横浜市西区花咲町六丁目一四五番地
（甲）株式会社ケーエッチケー販売
代表取締役社長　寺西　徹
横浜市西区花咲町六丁目一四五番地
（乙）株式会社パイオラックスビジネスサービス
代表取締役社長　福田　俊宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有・賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　五十二頁（号外第一七八号）

令和七年八月二十六日

名古屋市中川区横井二丁目二八番地

（甲）ＴＩＮホールディングス株式会社

代表取締役　金原　孝

名古屋市中川区横井二丁目二八番地

（乙）金原工業株式会社

代表取締役　金原　孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業ガス事業の一部に関する権利義務を承継し乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/396.html

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十六日

大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

（甲）エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

代表取締役　坂本　公昭

大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

（乙）エア・ウォーター株式会社

代表取締役　松林　良祐

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するシソラノ株式会社（住所埼玉県越谷市千間台西四丁目三番地四四）に対して新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.n-insight.co.jp/

令和七年八月二十六日

東京都千代田区外神田一丁目一六番八号

ネイチャーインサイト株式会社

代表取締役　大宮　洋一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ひろしさん（住所新潟県長岡市蓮潟四丁目二番八号）に対して当社の不動産その他の資産の管理に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十六日

新潟県長岡市宮関四丁目九番一二号

株式会社ワールドパフォーマンスサービス

代表取締役　関　広志

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアツミモビリティサービス株式会社（住所愛知県田原市谷熊町平三一番地一）に対して当社のレンタカー事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一八八頁（号外第一七五号）

令和七年八月二十六日

愛知県田原市田原町二ノ丸六番地

株式会社渥美モータース

代表取締役　鈴木　保太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり組織変更後の商号は株式会社イーフロンティア・システムズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

札幌市豊平区豊平三条三丁目二番二九号

合同会社北海道インベストメント

代表社員　平田　航大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号はＳｔｏｃｋＰｌｕｓ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

宮城県仙台市泉区高森七丁目三二番一号

ＳｔｏｃｋＰｌｕｓ合同会社

代表社員　青柳亜希子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年九月二十九日までにお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

山形市薬師町一丁目九番一七号

高橋同族合名会社

社員　高橋　美果

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

茨城県結城市結城九八五七―三ブルースクエア一〇一号室

中雪合同会社

代表社員　王　雪　亭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＧＲＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

東京都東村山市秋津町四丁目四〇番地四八

合同会社ＧＲＥ

代表社員　鈴木　龍太

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

東京都品川区北品川四丁目八番三三号ＦＲＯＮＴ

ＥＳＣＡＰＥ合同会社

代表社員　古市　憲寿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

東京都新宿区西新宿一丁目三番一号

合同会社三是ファースト

代表社員　木村　勲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

神奈川県平塚市寺田縄一〇九番地の二

ミエ梱包倉庫合同会社

代表社員　東洋ロジテム株式会社

職務執行者　赤星　雄二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｒｅｓｔａｒｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

愛知県江南市高屋町北上一番地一二

合同会社Ｒｅｓｔａｒｔ

代表社員　西川千帆里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月七日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＶアセットマネジメントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

愛知県名古屋市中区栄二丁目一二番一二号

ＭＶアセットマネジメント合同会社

代表社員　杉本　幸倫

組織変更公告

当組合は、令和七年八月二十四日開催の総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は京都府知事の認可を受けた日であり、組織変更後の名称は釜輪町自治会とします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年八月二十六日

京都府綾部市釜輪町乙味井根の上八番地の一

釜輪町生産森林組合

組合長理事　木下　義清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

大阪市中央区高津二丁目一番八号高津フェスタビル三〇一号

合同会社ＨＫ

代表社員　河野　秀明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社笑漣（えれん）とします。

効力発生日は令和七年十月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年八月十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

福岡県柳川市大和町栄三〇六番地

合名会社竹嶋繊維加工センター

代表社員　竹嶋　正大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月二十六日

福岡市中央区天神三丁目一〇番三〇号

合同会社ＲＹＯ

代表社員　永田　丈也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

沖縄県石垣市字大浜一三七番地四

合同会社アイジーティー

代表社員　伊志嶺吉大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千六百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　五頁

令和七年八月二十六日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番三号

日本エレベーター製造ホールディングス

株式会社　代表取締役　千足　邦男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億六千一百九十六万五千五十円減少して一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十六日

東京都中央区築地一丁目一三番一号

メドピア株式会社

代表取締役兼執行役員社長ＣＥＯ

後藤　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万二百七十八円減少することにいたしました。効力発生日は令和七年九月三十日を予定しております。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することで、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月三十一日

掲載頁　四十七頁（号外第二十号）

令和七年八月二十六日

東京都中央区日本橋三丁目六番二号

株式会社ＥＶＥＲＩＮＧ

代表取締役　川田　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二九億八一八万二〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一五三頁（号外第一五〇号）

令和七年八月二十六日

東京都中央区日本橋本町一丁目一番一号

東レ・デュポン株式会社

代表取締役　端　彰一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十六日

神奈川県茅ヶ崎市共恵一丁目三番二二号

合同会社こころざし

代表社員　志村　冬樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千九百九十九万一千一百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十六日

横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二

横浜バニラ株式会社

代表取締役　髙橋　優斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万五千円減少し一千万円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十六日

福井県福井市文京二丁目二番一号

株式会社初陽

代表取締役　小林　俊介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億三千五百四万二千三百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　十一頁

令和七年八月二十六日

大阪市中央区博労町三丁目六番一号御堂筋ＳＧビル

株式会社大宣システムサービス

代表取締役　大嶋　芳明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百十三万五千円減少し、五千万円とすることにいたしました。

また、令和七年九月二十九日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額を併せて減少し、最終的な資本金の額を五千万円とすることといたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十一日
掲載頁　五十七頁（号外第十一号）

令和七年八月二十六日
大阪府吹田市山田丘二番八号
株式会社アイ・ブレインサイエンス
代表取締役　髙村健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十九頁（号外第一七七号）

令和七年八月二十六日
北九州市若松区ひびきの北四番三五号
株式会社ソフトエナジーコントロールズ
代表取締役　江口　勇治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億一千九百四万四千円減少し、六億八千二百万三千円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　九十頁（号外第九十一号）

令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
株式会社Global New Energy Togo
代表取締役　田中　秀憲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億二千三百二十四万七千六百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月八日
掲載頁　一六三頁（号外第一〇二号）

令和七年八月二十六日
鹿児島市与次郎二丁目七番二五号
インフラテックサービス株式会社
代表取締役　松﨑　秀雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百七十一万七千五百四十九円、資本準備金の額を三億二千六百六十七万八千三百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十三日
掲載頁　五十四頁（号外第一八三号）

令和七年八月二十六日
東京都渋谷区神宮前二丁目四番一一号Ｄａｉｗａ神宮前ビル三階
株式会社アーシャルデザイン
代表取締役　小園　翔太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億八万三千二百六十二円、資本準備金の額を金一億八万三千二百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十六日
石川県金沢市伏見台三丁目一一番一九号
有限会社キーウエスト
代表取締役　鶴見　恵理

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を二億二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十八日
掲載頁　三頁

令和七年八月二十六日
愛知県岡崎市材木町一丁目三番地一
日本オート商事株式会社
代表取締役　杉浦　孝子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十六日
長崎県佐世保市卸本町一番一四号
共新電設工業株式会社
代表取締役　向　史郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、定款の一部を変更して当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、当該定款変更の効力発生日は、令和七年九月十七日です。

令和七年八月二十六日
長崎県佐世保市卸本町一番一四号
共新電設工業株式会社
代表取締役　向　史郎

第17期決算公告　令和７年８月26日

香川県高松市木太町1925番地１
矢崎総業四国販売株式会社
代表取締役　馬渕　滋夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	831,264
	固定資産	907,653
	合計	1,738,917
負債及び純資産の部	流動負債	526,590
	固定負債	291,262
	株主資本	921,065
	資本金	15,000
	利益剰余金	906,065
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	902,315
	（うち当期純利益）	(243,637)
	合計	1,738,917

合併公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。また、甲は資本金の額を三億二千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この合併並びに資本金及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一〇二頁（号外第一七〇号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一〇二頁（号外第一七〇号）

令和七年八月二十六日
東京都港区赤坂九丁目七番一号
（甲）株式会社ＮＸホールディングス
代表取締役　田中　志典
東京都中央区銀座一丁目一四番四号
（乙）ミライラボバイオサイエンス株式会社
代表取締役　清水　宣明
東京都中央区銀座一丁目一四番四号
（丙）オリエントインターナショナル株式会社
代表取締役　清水　宣明
東京都港区東麻布二丁目六番五号
（丁）Ｂｉｏ　Ｕｍｂｒｅｌｌａ株式会社
代表取締役　清水　宣明

事業譲渡につき通知公告

株式会社ファンミュージックは、株式会社オフィス５４（沖縄県沖縄市中央一―三―一七）に対し、令和七年十一月一日をもって著作権管理事業を譲渡いたします。この事業譲渡により、同日以降は株式会社オフィス５４が引き継いで著作権管理事業を行うことになりますので公告します。

令和七年八月二十六日
沖縄県浦添市字小湾四〇番地
譲渡会社　株式会社ファンミュージック
代表取締役　神村　盛文

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十六日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・カメリア特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年八月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ＰＡＴＲＩＺＩＡ　ＭＦ３特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001185/jv69/

令和七年八月二十六日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＰＡＴＲＩＺＩＡ　ＭＦ１特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001319/67tg/

令和七年八月二十六日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＰＡＴＲＩＺＩＡ　ＭＦ２特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億七千五百五十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年五月八日付官報号外第一〇二号の一六九頁に掲載されています。

令和七年八月二十六日
東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階
麻布台プロパティ特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年五月八日付官報号外第一〇二号の一六八頁に掲載されています。

令和七年八月二十六日
東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階
Ｔｈｒｅｅ　Ａｒｒｏｗｓ特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十六億七千五百五十五万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十六日
東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階
麻布台プロパティ特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十六億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十六日
東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階
Ｔｈｒｅｅ　Ａｒｒｏｗｓ特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

債権申出の公告（第二回）

当土地改良区は昭和四十七年十一月七日に静岡県知事の認可を受け、総会の決議により解散し昭和四十七年十一月十四日に静岡県知事による解散の公告まで行なわれたものの、清算の結了に至っていない。

当土地改良区の残余財産の清算のため、令和七年六月二十四日、静岡地方裁判所（令和七年（チ）第一号）より当職が清算人に選任されました。

当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十六日
静岡県藤枝市田沼三―二〇―二四　一階
焼津市越後島土地改良区
清算人　弁護士　岩山　雅一

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年八月二十六日
千葉県千葉市美浜区新港一七番地
千葉製粉株式会社
確定給付企業年金　清算人　榎本　健史